

不服申立て事案答申第 127 号の概要について

1 件名

事情聴取に関する聴取記録、録音テープなどすべての記録及び文書の不訂正決定に関する件

2 事案の概要

審査請求人は平成 29 年 1 月 27 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき、「事情聴取に関する聴取記録、録音テープなどすべての記録及び文書」である審査請求人に係る「報告」（以下「本件対象文書」という。）のうち、番号 1 から番号 16 まで（具体的内容は省略）の「訂正を求める箇所」（以下「本件保有個人情報」という。）について自己情報の訂正請求を行った。

これに対し、愛知県知事が同年 2 月 24 日付けで不訂正決定を行ったところ、審査請求人は、訂正請求の内容が単に否定されているだけである、事情聴取の内容はボイスレコーダーで録音されているとして不訂正決定の取消しを求める審査請求を行った。

3 実施機関の不開示決定の理由

(1) 事案の経緯について

本件文書については、平成 25 年 1 月 16 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく行政文書開示請求がなされた。

これに対し、同月 30 日付けで、同条例第 10 条に基づいて文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する内容の行政文書不開示決定通知書を送付した。

その後、平成 28 年 10 月 13 日付けで、条例第 16 条第 1 項の規定に基づく自己情報開示請求がなされたが、本件文書のうち「7 今後について（当課の対応）」に記載されている部分が条例第 17 条第 7 号及び第 8 号に該当したため、同月 27 日付けで、当該部分を不開示とした自己情報一部開示決定通知書を送付した。

その後、平成 29 年 1 月 27 日付けで、条例第 30 条第 1 項の規定に基づく自己情報訂正請求があり、同年 2 月 24 日付けで自己情報不訂正決定通知書を送付した。

(2) 不訂正とした経緯及び理由について

ア 番号 1 から番号 3 までについて、本件文書の当該部分は審査請求人に対する事情聴取より前に、審査請求人以外の者から聴取した内容をまとめて概要として記載した部分であるため、審査請求人の訂正請求には理由がなく、不訂正が妥当である。

イ 番号 4 について、本件文書の当該部分は本県の対応をそのまま記録したものであり、審査請求人の訂正請求には理由がなく、不訂正が妥当である。

ウ 番号 5 について、ボイスレコーダーの機器の不調で録音できなかったことは事

実であり、録音されていない以上、警察官及び検察官は録音記録を聞くことはできない。

愛知県警察本部刑事部捜査第二課の担当者にも確認したが、審査請求人の主張するような事実はないとのことであった。

審査請求人は、本県がボイスレコーダーの機器の不調で録音できなかったと主張したのは最近になってからである旨主張しているが、これは平成 25 年 1 月 16 日付け行政文書開示請求に対し、愛知県情報公開条例第 10 条の規定に基づき当該行政文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことから審査請求人が推測しているに過ぎず、審査請求人の主張には理由がなく、不訂正が妥当である。

エ 番号 6 から番号 16 までについて、本件文書の当該部分は事情聴取の内容を事情聴取に出席した複数の職員の確認を経て速やかにまとめたものであり、誤った記載がされているとはいえないため不訂正が妥当である。

(3) 事実に合致することを証明する書類等について

条例第 30 条第 2 項は、訂正請求をする者に対して「訂正請求の内容が事実に合致することを証明する書類等を提示し、又は提出しなければならない」と規定している。

審査請求人から提出された平成 24 年 12 月 29 日付けの上申書には、本件文書に係る物件の広告が添付されているものの、本件訂正請求の内容が事実に合致することを証明する書類等には該当しない。

また、併せて提出された平成 25 年 1 月 22 日付けの行政文書開示請求取り下げ申出書の送付状、様式及び記入例は、県から審査請求人に送付したものであるが本件訂正請求の内容が事実に合致することを証明する書類等に該当しない。

その他、平成 25 年 1 月 16 日付け行政文書開示請求書、同月 30 日付け 24 建不第 324 号の行政文書不開示決定通知書及び平成 24 年 8 月 10 日付け 24 建不第 178 号「宅地建物取引業に関する事情聴取について」（通知）が提出されているが、いずれも本件訂正請求の内容が事実に合致することを証明する書類等には該当しない。

(4) 不訂正の理由について

前記のとおり、本件訂正請求には理由があるとは認められないことから、本件不訂正決定を行ったものである。

4 審議会の結論

本件保有個人情報について、不訂正とした決定は妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 判断に当たっての基本的考え方

ア 条例は、第 1 条に規定されているとおり、県の機関の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものである。

このうち、訂正請求については、正確でない個人情報に基づいた行政処分その他の行政行為等により、本人が不測の権利利益の侵害を被ることを未然に防止するため、条例第 29 条で、開示決定等に基づき開示を受けた保有個人情報について必要な訂正を請求することができるように定めている。

訂正は「保有個人情報の内容が事実でない」場合に行われるものであり、訂正の対象は「事実」であって、評価・判断に及ばないものである。

また、条例第 30 条第 2 項で、訂正請求をする者は、訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類等を提示し、又は提出しなければならないと規定している。これは、訂正請求制度が、保有個人情報の内容が事実でないとの主張のみをもって訂正を求めることを認めるものではないという趣旨であり、実施機関は、請求者から提示又は提出された書類等によって訂正請求の内容が事実と合致することが証明されるかどうかの確認調査を行うことを予定していると解される。

調査等の結果、訂正請求に理由があると認めるとき、すなわち、請求どおり保有個人情報が事実でないことが判明したときは、実施機関は条例第 31 条の規定に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報を訂正しなければならないとされている。

イ　ところで、審査請求があった場合、審議会は、条例第 46 条第 1 項により、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができ、同条第 3 項により、当該保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、提出するよう求めることができるほか、同条第 4 項により、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

しかしながら、訂正請求の場合、前述のとおり、条例第 30 条第 2 項において、訂正請求をする者に、訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類等の提示又は提出を求めており、実施機関は、請求者から提示又は提出された書類等によって訂正請求の内容が事実と合致することが証明されるかどうかの確認調査を行うことを予定していることに鑑みると、条例は、審議会についても、審査請求人及び実施機関から提出された書類等をもとに審査を行うことを予定しているものであり、それ以上に、審議会自らが訂正請求の内容が事実と合致することの証拠を収集して事実の究明を行うことまで求めているものではないと解される。まして、審議会は裁判所のように強制力を伴った調査権限は付与されておらず、また、審査請求人と実施機関とを当事者として審理に関与させ、その弁論を聴き、その提出する証拠について当事者に防御権を尽くさせた上で、取り調べて判決を下すという口頭審理を原則とする裁判手続類似の仕組みをとるものではなく、さらに、準司法的手続としての行政審判を行う権能及び権限を持つもので

もない。

よって、当審議会においては、審査請求人及び実施機関双方の主張、提出資料及び意見陳述等から得られた客観的な情報の範囲内で、訂正請求の内容が事実と合致すると認められるか否かについて審査を行うこととなる。

ウ 以上のことを踏まえ、当審議会は、実施機関の保有する個人情報の訂正を請求する個人の権利が不当に侵害されることのないように条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件保有個人情報について

審査請求人が平成 28 年 10 月 13 日付けで行った「事情聴取に関する聴取記録、録音テープなどすべての記録及び文書」という自己情報開示請求に対して、実施機関は本件対象文書を特定した上で、同月 27 日付けで自己情報一部開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、平成 29 年 1 月 27 日付けで自己情報訂正請求を行い、実施機関は同年 2 月 24 日付けで自己情報不訂正決定を行った。

本件対象文書は、実施機関が審査請求人に対して行った事情聴取の結果の課内報告であり、本件保有個人情報は本件対象文書のうち、「訂正を求める箇所」の部分である。

本件保有個人情報の番号 1 から番号 3 までには事情聴取の概要が記載され、番号 4 には事情聴取に至る経緯が記載され、番号 5 にはボイスレコーダーの不調により事情聴取の内容を録音できなかった旨が記載され、番号 6 から番号 16 までには事情聴取のやり取りの概要が記載されている。

当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、本件事情聴取は、宅地建物取引業に関する任意の事情聴取であり、一般に、不利益処分に係る事実認定は、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 69 条第 1 項等に基づく聴聞手続を経てなされるものであり、本件事情聴取のみで事実認定がなされることはないとのことである。

(3) 本件保有個人情報が訂正すべき情報に該当するかについて

ア 番号 1 から番号 3 までについて、審査請求人は記載内容が事実と異なる旨を主張するが、当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、当該部分は審査請求人からの事情聴取以前に審査請求人以外の者から聴取した内容をまとめて概要として記載したものに過ぎず、事実認定をしたものではないとのことである。

イ 番号 4 について、審査請求人は記載内容が事実と異なる旨を主張するが、当該部分は事情聴取に至る経緯を記載した部分であり、審査請求人から訂正請求の内容が事実と合致することを示す書類等は示されていない。

ウ 番号 5 について、審査請求人は本件事情聴取についてボイスレコーダーによる録音が存在している旨を主張し、その理由として、平成 25 年 1 月 16 日付けの本件対象文書についての行政文書開示請求に対して、実施機関から、「録音したも

のを簡単に文書として起こしたものを渡すので開示請求を取り下げのように」との指示を受けたとしている。そして、訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類等として、平成 25 年 1 月 22 日付け「行政文書開示請求取り下げ申出書について」を提出している。

当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、審査請求人が主張するような指示はしていないとのことである。

当審議会において当該文書を見分したところ、その送付状には、「連絡事項」として、「表記の様式について送付します。記入例を参考に作成されましたら、至急、下記 FAX へご返信願います。」と記載されているのみであり、録音したものを簡単に文書として起こしたものを渡す旨等の審査請求人の主張を裏付ける記載はなかった。

同じく、ボイスレコーダーが存在する理由として、審査請求人は、警察官から「県の事情聴取のテープを聞きましたよ。」と言われたと主張しているが、実施機関によると、実施機関は、改めて警察本部の当時の担当者にこのような発言があったかどうかを確認したところ、そのような事実はないとの回答を得たとのことである。

したがって、当審議会においては、本件事情聴取を録音したボイスレコーダーが存在していることを確認できなかった。

エ 番号 6 から番号 16 までについて、審査請求人は記載内容が事実と異なる旨を主張するが、当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、当該部分は審査請求人から聴取した内容を事情聴取に出席した複数の職員の確認を経てまとめたものに過ぎず、事実認定をしたものではないとのことである。

オ なお、当審議会において訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類等として審査請求人から提出されていた平成 24 年 12 月 29 日付け「上申書」その他の文書を確認したところ、いずれの文書によっても訂正請求の内容が事実と合致することを確認できなかった。

カ したがって、本件訂正請求に理由があるとは認められず、本件保有個人情報を訂正する必要は認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件保有個人情報の訂正の可否については、前記(3)で述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。